

第1問

第1 規制①の憲法適合性 29/40

1. 法律案第3条1項は、第2条1項で定義された顔面を覆う行為を禁止し、集団行進に於いて行ふことを禁止し、第3条2項でこれに違反した者に罰則を規定している。これは、集団行進において顔を隠すことによる匿名での表現行為とする自由を制約し憲法(以下、法令省略)21条1項に反しないか問題となる。

2(1)21条1項は、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。と定める。表現の自由とは、政治的意見、思想を外部に表明する自由という。表現の自由は、自己の人格形成・発展に資するものであり、国民が政治に参加するための手段としても重要な意義を有し、基本的人権の中でも特に重要なものとして憲法で保障される。一般的に表現の自由を超えて、匿名表現の自由が21条1項で保障されるか。

(2)顔を隠したりするとそれ自体に特定のメッセージがあるわけがなければ、21条1項では保障されないとも考えられる。しかし、顔を隠すことにより、デモの報道で顔を被映することによって、個人の特定が容易になることにより、表現行為について個人に対する社会的評価と結びつくことにより、行えるというメリットがある。おぼやけ、匿名で表現活動とすることで表現者に対する萎縮効果も軽減され、より自由に意見等と表明することになる。このような表現は、表現の自由の要する自己実現、自己統治という価値に深く関わるものである。

よって、匿名で表現行為とする自由は21条1項で保障されると解される。

3. 法律案第3条1項は、顔面を覆う行為を禁止し、第3条2項でこれに違反した者に対して罰則を設けることにより、匿名で表現行為とする自由を制約している。

4. 表現の自由とは保障される場合であっても、無制限なものではなく、他の人権や利益との関係で制約を受けることである。どのような場合に当該制約が許されるかは、権利の規制の必要性、権利の内容・性質、制限の程度を考慮して決せられる。

(1) デモの最中に、顔を隠した参加者の一部が暴力的な行為を行い、逮捕者となるなど、人の

④ 2

⑥ 4

⑧ 2

「現に」は「現在」

「真面目」は「表現の自由」
「自由」は「集会の自由」で出た。

第

問

1 生命・身体・財産に対する侵害が現に発生している。このようは権利利益は特に保護
2 されるべき重要なものである。また、顔隠すことにより誰かやっているかわからないという感覚
3 が生じて、普通にはないような行動に出る面があることは否定できず、規制の必要性は
4 高い。これにプラス、^{匿名表現の禁止は、}第3条は、デモ自体を規制するものではなく、あくまで顔を
5 隠すという方法を制限しているのだから内容中立規制であり、その規制も単儀的なもの
6 である。これを考慮すれば、厳格に審査すべきではないとの立場もあり得る。
7 (2)にも、判例は、集会の自由に関する制約の問題となつた事案で、~~集会の自由の~~
8 保障の重要性よりも、それを許すことにより生じる人の生命・身体・財産への侵害の危険
9 と回避する必要性に優越する場合に制約が許容され、その危険の程度としては単に
10 る蓋然性では足りず、明らかに差し迫った危険が具体的に予測される場合には
11 必要。この事案では、集会の用に供される施設の利用拒否の問題となつており、本問
12 では道路という性質の異なる場所であるという違いがある。
13 しかし、デモによる表現行為は、複数の者を集まり何らかの意見等を大衆に訴へるため
14 行われ、少数派であってもその自己の意見や伝わりやあつたり、その行為自体から注目あ
15 りマスエフ号により報道されるなど効果的であるから、^{デモによる}道路における表現行為は重
16 要な権利である。さらに、顔を隠すことによる^{匿名}効果の除去される点で、匿名の表現
17 行為は重要な権利である。また、形式的には内容中立規制であっても、顔を隠すと
18 てもそれら効果に及ぼすと、その制約の程度は表現の自由の本質にかかわる程度まで
19 といえる。これを考慮すれば、デモにおける匿名表現を禁止することと許容されるには、
20 前記判例の如くに厳格に審査すべきである。よって、立法目的が必要不可欠であり、規制
21 手段が必要最小限度のものであるならば、21条1項に反し違憲となると解する。
22 (ア) 立法目的は、集団行動において公衆の安全を害する行為が行われることを
23 抑止することにある。前記の如く、過去にデモ最中に暴行行為が起き、逮捕者も出ており、

(12) 2

(9) 2

(13) 2

(14) 2

(9) 1/2

(16) 1/3

(17) 3

(18) 4

第 1 問

1 人の生命・身体・財産等の危険を生ずる危険が現にある。このみは重要な利益を保護す
2 るために伝来の安全を害する行為を抑制するとは、必要不可欠といえる。

3 (イ) 匿名の表現行為の禁止及び罰則規定により、デモ参加者や他者の目にさらさ
4 れる自己を抑制することや期待できるから、目的達成のため実効性を有する。

5 しかし、暴行行為等の抑制だけでなく、表現行為自体を萎縮させてしまう効果がある。

6 SNS等で「デモの報道で顔が映るべからぬ」、「就職活動や職場のことも気にせず
7 デモに参加できる。」といった意見が多く見られることから、顔を出して表現行為をするとは

8 義務付けられ、デモへの参加自体が急務となる者も出てくることとが想定される。また、「正当な
9 理由」もという除外があるものの、一般的に顔を出さざる行為で済むことから、危険な

10 行為を行おうとする者以外の、平穩にデモを行っている多くの参加者にまで規制を及ぼ
11 すものがあり、手段が過剰である。

12 目的達成のためには、集団行進を行おうとする団体に対して、参加者や危険行為を忌避
13 の責任を課して、団体内部が自主的に監視を促すことも考えられる。

14 そうすると、集団行進に際して顔を出さざる行為を禁止し、違反者に対して罰則を課す
15 法律案3条1項及び3条2項は2条匿名で表現行為をする自由を制約し、2条1項に

16 反し違憲である。

17 第2 規制②の憲法適合性 22/60 結核の自由 も入るはずだった

18 1. 法律案2条3項で定義される団体に対し、4条1項で観察処置を行い、同条2項で報告
19 義務を課し、同条4項で罰則を設けることは、団体の表現の自由について2条1項の
20 表現の自由を制約し2条1項に反し違憲とならなければ、問題となる。

21 2. 団体は、団体の活動として団体の主義・主張等を表明することは、権利の性
22 質上2条1項で保障される。また、個人の表現の自由
23 が保障されているから、構成員の表現の自由も保障される。

(19)
4

(19)
2

第

問

3. 規制②は、団体に報告義務を課すにとどまり、表現行為をすることは制限されないから、制約が認められないとの立場もあり得る。

しかし、報告義務を課された団体の代表者は、活動に利用している機関紙、ウェブサイト、SNSのアカウント等について毎月報告しなければならない。代表者や幹部に限らず、構成員が個人名義のアカウントを使って団体の主張を流布する場合も含めて、表現行為を網羅的・継続的に観察されることになる。このような公権力による監視は、表現者に心理的圧迫を及ぼし、表現行為に萎縮効果を生じることになる。すると、本来保障されているはずの自由な表現行為に~~対する~~ ^ができなくなってしまうおそれがある。したがって、表現の自由に対する制約が認められる。

4. 報告義務の内容は、団体とその活動のために利用している媒体の名称等のためであるが、その対象も誰もができるものであるから、その規制能率は高くない。また、表現の内容と理由に規制するものではなく、公共の安全を害する行為を予防する目的のものである。故に、罰則を用いた事後規制である。

しかし、表現の自由は基本的人権の中でも特に保障されるべき権利であり、表現に対する萎縮効果という結果は重大である。また、団体名を使っているウェブサイト等に限らず、構成員個人のものについても報告義務が課されると、個人のプライバシーを制約することにもなる。さらに、21条1項は表現の自由と並んで結社の自由を保障しているところ、団体の意見や主張を外部に表明するにあたっては報告義務の対象となる表現媒体が重要な役割を果たすから、これを監視することで団体の自主性に干渉するおそれもある。

このように重要な権利に対して制約が許容されるためには、目的が必要不可欠なものであり、手段が必要最小限度のものであることを要すると解される。

5. 規制②の目的は、公共の安全を害する行為を実効的に抑止するため、そのような行為

第

問

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

を即長している団体の活動を把握することにある。法第2条2項の「公共の安全を害する行為」の定義によれば、いかなる人の生命・身体・財産等に重大な結果をもたらすことば期待される犯罪行為が対象となっている。これらの利益は特に保護されなければならない重要なものである。また、実際に「も」中にこれらの行為が行われたことあり、今後とも様々なる公共の安全を害する行為を即利益に対する危険が具体的にある。規制の目的は、必要不可欠なものといえる。

報告義務を課すことにより、公権力による監視ができ、団体及びその構成員が集団行進において公共の安全を害する行為を促すことを抑止できる。また、義務違反に対する罰則により、団体の代表者は団体の活動の計画を、構成員個人の活動に対しても意識するようになるから、内部の自主的監視を促される。したがって、手段の適切性があるといえる。

観察対象となる団体は、法第2条3項により明確かつ客観的な基準によって定められるものであり、その期間も、更新はあり得るが、1年を超えない範囲として限定されている。現在問題となっている団体は、団体名を以てしているウェブサイトやSNS等に限らず、様々なルートで公共の安全を害する行為を即長する可能性があり、その全てを把握することは困難であるから、報告義務を課した上で団体の活動を網羅的・継続的に観察する必要もある。

そもそも、報告の対象は、誰も把握することができないものであるから、秘密性は高くない。そもそも、構成員が個人名義のアカウントを用いて団体の主張を流布する場合も対象になっていることから、内容が個人のプライバシーに関する情報を含む場合がある。また、内容が個人の私生活に関する情報を含む場合がある。したがって、構成員の個人的なアカウントを把握し報告することと団体罰則を以て義務付けることは、団体への負担が大変な。団体は本来公権力の干渉を受けることなく自律的に活動することばできるにもかかわらず、継続的な観察により、それらの累積的な効果を与えてしまう。このような干渉は最小限であるべきである。

このように厳格で厳しい態様でなくとも、集団行進が行われることば決まった段階で、

(第 1 問)

1 希陽者の呼びかけをどのようにしたかを報告せよ。集団行進の際の許可条件を厳し
2 くした。罰則をさらに重くすることでも、予防効果を得られる。
3 したがって、手段が過剰に相当性を欠き、本最小限度のものとはいえない。
4 よう。規制②は21条1項に反し違法である。

第

問

第1. 規制①

26/40

1. 規制①は、第3で「顔を覆う行為を禁止している。これは、顔を覆ったままでのデモ行進の自由の侵害するものとして、憲法21条1項に反し違憲ではないか。

2. 憲法21条1項が保障する表現の自由は、政治的な意見や思想を外部に表明する自由であり、デモ行進は、特定の思想や意見を持つ者たちが集まって、それを言葉やプラカードなどを使って外部に発表するものであるから、表現の自由に含まれる。また「その他一切の表現の自由」と規定しており、広く表現活動の自由を保障しているから、匿名での表現であったとしても、表現の自由に含まれる。

よって、上記自由は、憲法21条1項により保障される。

3. たしかに、規制①は、顔を隠した集団行進を禁止しているから、デモ行進を自体を直接的に規制するものではない。しかし、顔を被ることで、個人が特定され、大学活動や職場の場での悪い影響が生じることもおそれ、参加しないこともありうる。そこで、参加者がへることで、デモ行進の自由に対する制約にもなる。

4. 憲法審査基準の設定は、権利の重要性と規制態様から判断する。

(1) デモ行進は、特定の思想や意見を外部に表明することによって、自己の人格を形成・発展させることも、政治的

①
②2③
④2⑤1
⑥2⑦
⑧2⑨
⑩2

(第 1 問)

な意思決定に関与する~~こと~~ための有効な手段の一つであるから、表現の自由の中核をなす重要な基本的人権であるといえる。また、デモ行進は、特定の意見や思想を持つ^人が~~多く~~多く集まることで、そのそれを外部に伝へテレビやSNSを通じて、広く拡散することもできる点でも重要な権利である。

(2) 他方、規制①は、デモ行進を直接禁止するものではない。また、デモ行進の際に顔を隠すことに特定のメッセージが込められていないから、内容規制にもあたらない。さらに、デモ行進~~中~~の際に言葉や言葉など、他の権利と衝突する。

(3) しかし、顔を隠すことで、萎縮効果が生まれ、デモ行進への参加をやめる~~こと~~につながるため、実質的には影響がある。また、政治的な意見など賛否の分かれるような意見は、炎上リスクも大きく日常生活への影響を懸念して萎縮する~~こと~~から、実質的に内容規制に近い性質がある。

そこで、憲法性は厳格に判断すべきである。具体的には、立法目的が必要不可欠であり、手段は必要最小限であることを要する。集団行進において。

5 (4) 1年規制①の目的は、公衆の安全を~~確保~~行為を抑止することにある。デモ行進には、規模が大きくなれば群集心理が働き、一部の参加者が

第

問

過激な行為に及ぶ危険がある。その危険は顔面を隠すことで誰がやっているかわからないという感覚が生じて、さらに増していくことが考えられる。実際に参加者の一部が商店のショーウィンドウを破壊する、ゴミ箱に放火するなどの暴力的行為に及んでいる。これは、人の生命や身体又は財産を害する行為である。生命や身体は一度害されると元に戻すのが難しい。このため、権利行使であるから、これを害する行為を禁止するというのは目的は必要不可欠なものといえる。

(2) しかし、平穏にデモを行っている参加者に対してまで作に顔面を隠す行為を禁止していることからは、広範囲の規制であるから手段としての適合性を欠く。実際に、デモ行進の際に逮捕されたのは、専ら暴力的行為を目的として、その都度、NSC仲間を募り、デモに参加していた者が多かった。そこで、一律禁止は必ずしも目的を表現するものとはいえないから、必ずしも最小限を以てではない。

よって、規制①は憲法21条1項に反し違憲である。

案2 規制② 23/60

1. 規制②には、団体を毎時観察対象として、報告を求めている。団体の表現の自由やフォーラム機能から、これは構成員のプライバシーも同様の権利侵害が伴って、憲法35条後段や、21条1項に反するという問題がある。

(第1問)

2 団体であっても、特定の意見や思想を持って、その為に外部
に表明することからできるから、表現の自由に含まれる。また、
表現は最後段は、個人の人格的生存に不可欠な利益を保
障している。プライバシー権は、自己情報をコントロール
する権利として、人格的生存に不可欠なものであるから、表
現は最後段の幸福追求権に含まれる。

(14) 2

(17) 4

3 (1) ここで、観察対象は、団体の活動について制限をかける
ものではない。また、報告義務も、対象は機関紙
やウェブサイト、SNSなど、誰もがみることができ、よなもの
に限られていることから、何らの権利制約もないとの見解
も考えられる。

(2) しかし、公権力の観察対象になることは、危険な団体
であることと印象付けるから、そのような団体の表現活
動に対して、影響力が低下する。という点で、表現の自由
に対する制約になる。また、公権力に対して、情報提供の
提出を強制されること自体が、~~憲法~~団体としての
活動に~~支障~~を及ぼすことになるという点で、プライバシー
権に対する制約もある。そして、団体の~~構成員~~も、観察対
象の対象になることや、報告対象に、個人情報がある可能性
もあるから、同様に制約もある。

(15) 6

(18) 3

4 (1) したがって、この制約は、表現活動そのものに対する
制約ではない。また、誰もがみることができ、よな
情報には、プライバシーの要保要護性は高くない。

（第 一 問）

(イ)しかし、規制④は、月に1回の報告を義務付け、団体の活動継続の課題的に把握するものであるから、事後的効果が、高く、制約が、強度である。

そこで、合憲性の判断は立法目的が重要で手段との関係で実質的関連性を有するのかが判断する。

5 (1) 規制②の目的は、規制①と同様に、公費の支出を害する行為を抑止することにある。~~より~~ただし、より効果性を高めるために、A1委員会とA2庁をわけていり、~~また~~、これにより団体が自覚する行動をとることも期待している。~~これにより~~その目的は規制①と同様に、いまだ重要なといえる。

手(2)は手段として、過去5年間集田行商において、公衆の安全を害する行為を行い刑に処された者の比率が10%以上であり団体も鑑察処分の対象としている。たしかに、実際に問題を起している団体のみが対象になっており一定の絞り込みがされている。

18 しい。デモ行進は、日によって、参加者が異なることもあり
19 うる。また、デモも意見表明とは関係なく、暴力的行爲
20 を目的とする者が入り込むおそれあり。構成員の把握は難
21 しく、強たいては危険性の高い団体であるとはいえない。~~また~~
22 さらに、過去5年間の行爲を対象とし、~~11分~~期間を1
23 年にわたることから、現在は危険性の低い団体も指
定対象になりうる。このような広い対象には、公共の安全

(第 1 問)

を書いた団体も含まれており、違法目的との関係で実質的関連性も欠く。

(3) 次に手段として、報告義務が課されている対象となるのは、誰もが閲覧可能な機関紙、ウェブサイト、SNS等にとどまる。しかし、団体の活動に用いられる某団体について、幅広く、1か月ごとの報告が義務づけられる。これらの情報は、本質的には、公益の安全に関与の無いものだけである。また、団体に報告義務を課したとしても、広報サイト上で観察することは可能であり、公益の安全に危険が生じたときに迅速な措置を行うことで済むから、違法目的との関係で実質的関連性を欠く。

構成要件の620000!!

よって、規制④は、憲法21条1項、13条1項後段1:6に違反して下す。

未見判①

13/40

1. 「正当な理由」を隠し、顔で隠して集団行動に参加することを禁止する
規制①は、動く靴としての「元時」を制約して、先は(以下略)2条

1項で示されている集団の自由に通じるか。→表現(権利)として

3. 規制①は「元時」自体を規制するものでなく、動く靴として、憲法が保障する集会の自由を制約するものでないとい

う意見がある。確かに顔を隠して行けるが規制①の対象となる「元時」は規制されない。しかし、顔を隠すという

匿名表現の自由は、政治的問題や社会的問題に関する意見
表明の自由に関連に行われるようにするため、できる限り表現活

動の障害をなす方法であり、表現の自由にとって保障される。

3. そうであるが顔を隠して集団行動に参加することを禁止する
規制①は集会の自由、匿名表現の自由を制約し、国民の

正当な表現活動を著しく抑える憲法効果を生じさせる
ことになり民主制の根幹である情報の自由な流通の思想

の自由市場に暗礁を入れてくるから民主主義統治が危ん
てしまうことにつながる。

4. ①規制①は表現が受け手に届く前に規制を受けるので事前抑
制にある。顔を隠して集団行動に参加することを禁止してい

るので、覆面や仮面により何かを伝えようとする表現活動を
規制しているのは元々、表現内容規制にはあたらない。

表現の内容が同様になく、表現の態様(方法)がもたらす被害
(暴力的行為等)を除くために加えられる表現内容中立規制に該当する。

第

問

憲法
1219条

憲法の
第19条

憲法に
従って
下す

同じ表現

表現内容
(例) 伝言

と

表現内容
(例) 伝言

と書くと、非常に分かりやすい

この表現
やめたい
ふ

理由
はそれ
で済む

第

問

特殊な
ワート
便知
ふ

たがし、国民が領受すること様々な政治的主張を行うう
そに就政治的や職権のことと異にせざるに参加できる事情も
慮できる。したがって本日の集会的自由、匿名表現へ自由は重要な
権利であるのにせし、規制の域におお制は匿名に効果
同歩進を禁止しているのを強力といえる。そこで、規制の合
意性は、厳格な合理性の基準、可能な立法目的が重要で、
手段との間に実質的な関連性があるといえるければ違憲
と考える。

(2) 規制の目的は、集団行進において公共の安全を害する
行為が行われるのを抑止することである。立法事実として、頻る
暴走した集団行進参加者の一部が商店のショーウィンドウを破壊
する。ごみ箱に放火するなどの暴力的な行為を行い、さらに警
備に当たる警察官を負傷させ数十名が逮捕される事態と
なっており公共の安全を守るという公益の目的は重要である。
破かる集団暴徒化論をベースラインとするならば、暴徒化
化す兆候があらはなれば顔も隠すことで暴力的な行為を行う事態
が散発的に行われることへの手段として適当するようになり
える。しかし、あくまで原則は集会的自由、匿名表現の自由
を保障することにあるならば匿名表現の自由の意義が失
われることになる。適当しない。顔も隠していることで暴力的な
行為をいふ者の責任の逮捕が難しくなるという問題はあり
の。顔も隠すことへの予備的警告が全く不可能にある事情
は事少から考えられるので必要性とに乏しい。

(13) 1/2

(16) 2/3

(17) 1/3

(18) 4

(19) 1/4

抽象的な
書いてある

5. 以上から、規制のほ2条1項に違反する可能性がよるとの
助言をうける

規則②

8/60

要後習

1. 保護範囲

結社の自由とは、団体の結成、加入・退会、団体としての活動につ
いて、公権力から干渉を受けないことの保障を意味する。ただし、犯
罪を行ふことを目的とする団体の保障の範囲外にあると解する。

規則②は、政治的主張を掲げて組織的行動を行っている団
体であるから、結社の自由が保障される

2. 制約

規則②は、集団行進において公衆の安全を害する行為を行っている者が
一定以上居る団体と、政府が観衆対象として指定
すること、公権力から干渉を受けない結社の自由を制約する。

3. 正当化

(1) 集団行進において公衆の安全を害する行為を行っていると思われる
団体を観衆対象とするのは、結社そのものの運営等を許容しないもの
ではないものの、公権力に対する干渉行為。団体の表現の自由を制
約するものといえることができる。他方、法律第14条第2条2項
で、「公衆の安全を害する行為」が明示され、刑法犯罪の行為と
明示している。また同条3項で、「公衆の安全を害する行為」として
いる構成要件と規定し、悪質な団体主に限定しているとい
える。そうすると、結社の自由への制約は、基本的には表現の自由
と同様の段階で審査基準が設けられるとしても、本

（第 問）

問の場合には、犯罪を行うことを目的とする結社ではないけれども、政治的主張を行う団体の目的を達成し、公衆の安全を害する行為を行う団体として、結社の自由の範囲に属してかかっているとはいえない。そこでその合理性は、合理性の基準となる。正当目的が正当で、手段との間に合理的関連性があるといえるれば善悪を問う。

90

(2) 規制②の目的は、公衆の安全を害する行為を効果的に抑止するためには、公衆の安全を害する行為と助長している団体の活動を把握する必要があるとする。過去5年以内のデモにおいて、死傷者の発生、第2の2に掲げる行為の11回以上を行い、処罰された構成員が団体の10パーセント以上という基準で、指定の対象を実際に問題とされている団体に絞り込むことかして、通常の結社に及ぶことはなく、不当であるとはいえない。

100

110 1/2

2012年秋に書く

目的を達成するための手段として、1年を超えない期間を定めて調査処分とし、現状で対象となる団体の構成員が50人以上100人程度の比較的小規模なものである。目的において実行性があるといえる場合としている。報告義務の対象となるのは

130

1/3

一般に公開されている機関の名称、団体から利用しているウェブサイトを、SNSのアカウント等により、ウェブページが高のサービスの利用に当たって利用している氏名、パスワード、権限は

120

含まれていない。そうすると団体の表現の自由とプライバシーの権利に対する制約は小さく、目的と手段との間に合理的関連性があるといえる。

7+2

(第 問)

1	(3) 以上より、規則②に $m=2$ は21条項に違反する可能性は
2	ないとの助言を行う。
3	
4	構成は2? 以上
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

55/100
合格点率

1 第1 規制1 29/40

2 1 規制①は法律案の骨子（以下、法）3条が顔を隠して行
3 う集団行進の自由が侵害されるとして憲法（以下、略）21
4 条1項に反しないか。

5 表現の自由は政治的思想を表明する自由をいう。集団行進 ① 1
6 （以下、デモという）は政治的思想を有する人々が集まって ② 2
7 デモをすることで、外部に向けて政治的思想等を表明するも
8 のであるから、「その他一切の表現の自由」として21条1項 ③ 2
9 で保障される。

10 本件では顔を隠した上でデモをする自由が問題となってい
11 る。この点、21条1項は、表現の方法等について特に限定
12 をかけることなく幅広く表現行為を保障している。そうする ⑤ 1
13 と、顔を隠すという匿名による表現行為も同条で保障してい ⑧ 2
14 るといえる。 もういっしょに考える

15 したがって、顔を隠した上でデモをする自由、匿名による
16 デモ行進の自由も21条1項で保障される。

17 2 規制①は、違反者に対して過料を予定しているところ（法
18 3条2項）、これは匿名によるデモ行進に対する制約にあたる。
19 デモ行進者に罰則を意識させることで、デモ活動に対して萎
20 縮効果が生じるからである。 ⑭ 2

21 本件におけるデモはSNSを通じて配信されるところ、通常
22 のデモのなされた場所に居る大衆のみならず、配信を見てい
23 る日本人に限らない視聴者にまで、自らの思想、意見を主張

1 できる。これを世界中の人々が見ていることからすると、本
2 件デモは、表現行為の受け手が通常の表現行為より増大して
3 いるという意味で、特に権利として重要といえる。加えて本 (13) 2
4 件デモは商店等のある公道上でなされていると思われるから、
5 公道上が伝統的なパブリックフォーラムであることを前提と (15)
6 すると、本件デモの価値は尊重されなければならない。 +1

7 ここで規制①は表現内容規制か表現内容中立規制かを検討
8 する。

9 規制①は顔を隠してデモに参加することを禁止していて、
10 デモをすること自体は可能であるから、規制方法に着目した (14) 2
11 表現内容中立規制にすぎないとの見解も考えうる。

12 しかし、規制①は正当な理由なく顔を覆う行為を禁止して
13 いるが、公権力は自らが好まない表現内容を都合よく取捨選
14 択することができるから、恣意的判断が介入しうるという意 (16) 3
15 味で、実質的には内容規制にあたるといえる。

16 3 表現の自由は自己統治、自己実現の価値を有する重要な
17 権利であり、これは、匿名によるデモにも同様にあてはまる。
18 このような重要な権利が、過料を伴う表現内容規制によって
19 制約されているから、合憲性判断は厳格に行う。

20 具体的には、目的が必要不可欠で、手段が目的達成のため (17) 3
21 に必要最小限か否かで判断する。

22 (1) 目的は、デモにおける公共の安全を害する行為を抑止
23 することにある(法1条)。デモは群衆心裡によって行動が大

1 胆かつ過激になりやすく、特に本件では顔隠して匿名性
2 が維持されているから、自らの身分等が不明確であるため、
3 上記のような傾向は増々顕著となるといえる。これは判例が
4 集団暴徒となりうると例示していることと一致する。本件で
5 は、実際にデモ参加者が商店のショーウィンドウを破壊する、
6 ごみ箱に放火する、警備中の警察官を負傷させたという立法
7 事実もある。

8 以上から、規制①の目的は、最終的には人々の生命、身体、
9 財産を保護することにつながるため、必要不可欠といえる。

10 (2) 手段についてみると、本件デモにおいて公共の安全を
11 害する行為を行った者は参加者の一部にすぎなかった。にも
12 かかわらず、規制①は一律に顔を隠してデモすることを禁止
13 する。したがって、規制①は過剰な手段といえる。

14 デモにおいて「正当な理由」(法3条1項)があれば、顔面
15 を覆うことが許されるが、これは規範的な要件であるため、
16 公権力の恣意が大きく介入しうる。そうすると、この法文の
17 運用次第で過剰な手段となりうる。

18 以上から、手段として必要最低限といえないので、規制①
19 は21条1項に反し、違憲である。

20 第2 規制②

21 1 規制②は本件団体の結社の自由(21条1項)を侵害し
22 て、違憲ではないか。

23 結社は成立すること自体を目的としておらず、いったん成

1 立した後も継続して活動することが予定されているから、当
2 該団体が結社をした後に活動する自由も結社の自由に含まれ
3 ると解する。

①/

③/

4 規制②は法4条1項の団体について観察処分の対象とする
5 とともに、法4条2項所定の情報を定期的にA2庁長官に報
6 告することを義務づけている。

7 この点、確かに観察処分は当該団体の活動を禁止するもの
8 ではなく、報告義務の対象も万人が閲覧可能であるから、規
9 制②は団体が活動する自由に対する制約にあたらないと思
10 える。

④/3

11 しかし、継続的な情報の報告を義務付けてい
12 る。これは継続的な情報の報告となり、当該団体の活動を萎
13 縮することにつながるといえる。

④/2/4

14 したがって規制②は団体が結社した後に活動する自由に対
15 する制約にあたる。

16 規制②の対象団体は、デモによって思想等を表明すること
17 を目的としているから、この団体が活動する自由は民主主義
18 に資するため重要なものである。

⑤/2

19 他方で規制②は、団体として活動すること自体は禁止して
20 いないうえ、報告を義務付けている情報も万人に公開されて
21 いるものであるから、制約としてはさほど強度とはいえない。

⑥/5.2

22 2 以上から、合憲性判断は、目的が重要で、手段が目的と
23 の間との間で実質的関連性を有するか否かで判断する。

⑧/3

1 (1) 目的は、公共の安全を害するおそれのある行為を助長
2 する団体の情報等を把握して、デモにおける暴力破壊行為等
3 に対応することにある。これは重要な公共の利益に資するの
4 で、重要な目的である

(1) 2

5 (2) 本件団体は、過去5年間、デモにおいて公共の安全を
6 害する行為をし、刑に処せられた者の比率が10パーセント
7 以上である(法2条3項)。すると、通常はデモを平穩に行う
8 ものであり、上記のような刑に処せられることは極めて稀で
9 ある。

(2)

7/3

10 したがって、観察処分の対象となる団体には、デモの際に
11 公共の安全を害する行為に及ぶおそれが非常に高いと言わざ
12 るを得ない。

13 このような団体を対象に、団体の情報を定期的に報告させ
14 て継続的に観察することで、当該団体による公共の安全を害
15 する行為を抑止することになる。

16 また観察期間は過去5年間の行為を対象としているから、
17 観察期間として長期間であり過剰との考えもありうる。

18 しかし、地下鉄サリン事件を起こした宗教団体のように、
19 凶悪な団体は5年経過しても、その凶悪な性質が変化しない
20 ことはまみられることである。

答弁はOKでいい
極端な例
を挙げた
法理は
いい

21 したがって、手段として過剰とはいえず、手段として適合
22 性が認められる。

(13) 3

23 確かに、報告義務は1か月ごとに義務つけられていて、団

1 体の情報が継続的かつ網羅的に収集されている。

2 しかし、報告義務の対象は、機関紙のほか、団体が利用し
3 ているウェブサイト等、万人が見れるものであり、SNS サービ
4 ス利用にあたって用いられる氏名、住所、パスワード等の情
5 報は対象外である。すると、プライバシーに対する配慮もあ
6 るといえる。

7 したがって、手段として相当である。

8 以上から、規制②は21条1項に反しないので、合憲であ
9 る。

10 2 規制②は団体の構成員及び団体のプライバシー（13条
11 後段）を侵害し、違憲か。

12 （1）団体は構成員という人々で成立しているところ、規制
13 ②によって、両者のプライバシー侵害が同時に発生しうる。

14 そこで、団体にのみ着目して検討する。なぜ??

15 個人の人格的生存に不可欠な権利が13条後段の幸福追求
16 権として保障される。個人情報⁽¹⁷⁾が大量に公権力によって収集
17 されている現代においては、個人が自己情報をコントロール
18 する権利も人格的生存に不可欠なものとして13条後段で保
19 障される。

20 規制②は当該情報の報告を義務付けているところ、この情
21 報には構成員等の個人的情報も含まれているから、これを報
22 告することは、公権力が団体のプライバシーを制約している
23 といえる。

なぜ?
理由が

1 (2) 本件における上記情報は、万人が見れるものであるか
2 ら、秘匿性は低い。他方で、公権力によって定期的かつ継続
3 的に情報の収集がなされているから、制約の態様は強度であ
4 る。そこで、合憲性判断は、目的が重要で、手段が目的との
5 間に実質的関連性を有するか否かで判断する。

20

2/5

なぜか？
違法害悪基準
と2通やん？

6 ア 目的は、団体の情報を定期的に報告させて継続的に観察
7 することで、当該団体の全容や行動を把握し、当該団体によ
8 る公共の安全を害する行為を未然に抑止することにある。

9 したがって、これは国民の生命、身体、財産を保護するこ
10 とになるため、重要な目的である。

11 イ 公共の安全を害する行為をするおそれのある団体に、報
12 告義務を課すことで、当該団体の活動を一定程度萎縮させて、
13 上記加害行為を抑止しうるから、目的を促進するため、手段
14 適合性がある。

15 また、報告を義務付けている情報も万人が見れるものであ
16 り、秘匿性が低いので、手段としても相当である。

17 (3) したがって、手段と目的の間に実質的関連性が認めら
18 れ、合憲である。

第1 規制① 16/40

1. 規制①は、法律案の骨子第3において、顔面を覆う行為を伴う集団行進を禁止している。これは憲法24条に反しないかが問題となる

2. 憲法21条1項は、思想・意見等を発表し外部に伝達する自由である「表現の自由」を保障する

集団行進は ^{表現の自由} 并通常、特定の思想・意見をコール等により一定距離・一定時間対外的に表明することで、憲法21条1項により保障される

また、顔面に覆う行為を伴う集団行進をする自由は、素性を隠して表現活動を行うことで、報道により特定され、就職活動や職場での影響が及ぼす可能性がある。よって、顔面を覆う行為を伴う集団行進をする自由は、表現縮減効果の小さい表現の類型として憲法24条1項により保障されるといえる

3. 141. 規制①は、法律案の骨子第3の1において、顔面を覆う行為を伴う集団行進を原則禁止し、同第3の2において違反者は10万円以下の過料を課すことに記自由と制約している

4. ~~違憲基準~~ 基準。厳格度は、人権の重要性や制約の態様などに依りて決せられる

集団行進は思想・意見等の表明と内包が明らかであり、思想・意見等の表明を通じて自己の思想・人格を

（第1問）

形成・発展すべきものである。国民自らが政治的意見決定に関与するための有効な手段であるから、民主主義社会における重要な基本的人権の1つとして特に尊重されなければならない。また、素行が明らかでない状態で集団行進が行われると、上記に影響はなく、本質の重要性は低下している。
（素行が明か）

また、規制のほは集団行進にたいする意見等の内容ではなく、行進時に顔面を覆う方法に着目して表現内容中の規制である顔面を覆って集団行進をするのを禁止する点において、公衆の間に「正当な理由」の有無について恣意的に判断することによって表現内容規制の効果を高めることと反論も考えられる。しかし、正当な理由として想定されているのは、健康上や景観上の理由で結果として顔面を隠すことである。素行と隠した表現を行おうとする者以外と除外する性質とわいてくる。にもかかわらず、対応をほはなされている。さらに、規制のほは違反者に罰則を設ける事後規制である。

そこで、規制のほ、立法目的が重要で、かつ、手段が立法目的の間に実質的関連性を有する場合に憲法21条1項に反せず合憲とすべきである。

5. 規制の目的は、集団行進において公衆の安全を害する行為が行われるのを抑止することである。顔面を隠した大規模デモ参加者の一部は、商店のショーウィンドウ

を破壊し、海狗に放火することによる被害行為を行う
ようになされた。一部の行状には、警備隊と警察官
と負傷させたことを法事犯として罰せられ、1人の女
全を害する行為とは、財産や生命、身体を侵害する行為と
いふ、これらの行為を抑止する目的は重要である。

6 却、顔面を覆うことにより、顔面が露出するのを防止し、顔面が
 7 露出するのを防止し、顔面が露出するのを防止し、顔面が露出するのを防止し、
 8 顔面が露出するのを防止し、顔面が露出するのを防止し、顔面が露出するのを防止し、
 9 顔面が露出するのを防止し、顔面が露出するのを防止し、顔面が露出するのを防止し、
 10 顔面が露出するのを防止し、顔面が露出するのを防止し、顔面が露出するのを防止し、

すなわち、規範の顔面を震うことを一律禁止することは
 でき、最終化する者に限って禁止されるべき制限的理
 由にある。しかし、最終化は個人の零細な私生活の
 秩序に起因するところから事柄に把握し得るべきは
 困難である。したがって、~~制限的な手段は手段必要~~
 性もある。

よって、規制の立法目的が重要にかつ、手段が立法目的との間に実質的関連性がある。

6. 以上M、租利Dは憲法2条1項に反せず/合憲である

第2 規則 (2) 17/60

1. 規則③は、法律集の附子第4にあり、特定の国に
の租税区分に付する。これは憲法21条項破しないか
問題とする

第 1 問

2. 憲法24条1項は「結社の自由を保障する」とし、結社の自由には、結社としての活動の自由を含む。

規則②は、法律第4号第4条において、特定の国使を襲撃するに当たり、同条の2において、当該国使の代表に1か月以内の報告義務を課している。しかし、結社の活動自体は制限されていない。利権の行使の自由も与えられる。一方で、1か月以内の報告義務を課せられると結社の緊張感を生ずる。表現としての活動に対する委縮効果を生ずるに過ぎない。結社としての活動の自由への制約が認められる。

3. 規則②において観察対象となる団体は憲法第24条に定められた団体であり、その表現活動は民主主義社会において特に尊重されるべきであるから、結社としての活動の自由は認められる。

また、利権の行使とは、活動そのものを制限するものではなく、あくまで機関紙、ウェブサイト、SNSのアカウント等によるメディアの報告義務であり、活動そのものへの委縮効果は大きいとは言えず、間接的制約に過ぎないから、利権の強度は弱い。

そして、規則②は、立法目的が重要にかつ手段が立法目的との間に実質的関連性を有する場合に憲法24条1項に反せず、合憲であると解する。

4. 立法目的は、公共の安全を害する行為を抑制して、

（第 1 問）

1 団体の活動と把握することである。前述のように、財産
2 や生命・身体を侵害する行為を犯す団体と観察する
3 こと、いかなる行為を実質的に抑止するの目的は
4 重要である。

5 また、規則④は5年間、集団組織において公益の安全を
6 害する行為を罪に処せられ者の割合が10%以上である
7 団体と認められている上記の者実際に財産や生命・身体を侵
8 害した者がほとんどであり、その割合が10%を大きく上る
9 団体は公益の安全を害する行為を今後行うおそれがあるに
10 そのような団体を継続的に、1か月以上という短期間で何度も
11 チェックすること、公益の安全を害する行為がなされる前に公権
12 力により抑止されるよう、集団行為の際の警備と
13 徹底にすることについて、手段違憲論がある。

14 また、報告義務がある情報は媒体の名称等
15 であり、氏名、住所、パスポート等のプライバシーの中核部分
16 といえる情報の報告まではおこなう。そうするとプライバシー
17 の中核からは距離がある情報とみなすことも規則④より
18 制限があるので手段としては、手段違憲論が立てられる
19 よう。規則⑤は、目的が重要で、かつ、手段が公益法目的
20 の間に実質的関連性を有する。

21 5. 以上、規則②は憲法21条1項に反せず/違憲である
22 以上

表現、プライバシー、構成はいい？

(第1問)

1. 規制①について

20/40

(1) 集会とは、様々な人々がある目的をもつて一定の場所に集まることとされ、集会の自由は憲法21条項で保障されている。また、趣向集会として、集団行進の自由も憲法21条項の「その他一切の表現の自由」として保障されている。規制①は、その集団行進の際、正当な理由なく、顔を隠しての表現、いわゆる匿名表現は憲法21条項で保障されているといえるかが問題となる。

(2) この点につき、政治的意見を自由に主張・表明することによって自己実現や自己統治を達成するという個人的な側面や、表現されたものが思想の自由市場により、真理に近づいたり、世の中のためになるという社会的側面の観点から、表現の自由は、公共の福祉に反しない限り、最大限尊重され、保障されなければならない。そしてこの重要な価値に鑑みれば、たとえ匿名であっても表現行為を萎縮することなく自由に行えることは、表現者だけでなく社会にとっても様々な情報を得る機会となり有益なことといえる。したがって、匿名表現であっても憲法21条項の表現の自由として保障される。

(1) 規制①は顔を隠して集団行進に参加することを禁止するものであるから、その匿名表現の自由の制約となる。しかし、Xが言うようにでも自体を規制するのではなく、(問題も起こすという)覆面や仮面で顔を隠している人はそのことで何かを伝えようとか表現しようとしているわけでもない。そこで規制①は、そもそも表現内容を規制するのでなく、顔を隠しての表現「方法」を一律に禁止するのだから、表現中立規制であるといえる。そのため、規制①の憲法適合性は厳格な合理性の基準、つまり目的が重要であり、手段がより制限的でない他の方法がない。において

判断するものである。

(4) 規制①の目的は集団行進において公共の安全を害する行為が行われるのを抑止することであるから重要である。手段は「正当な理由」を
除き、顔を隠して集団行進することを一律に禁止するという制約の強い
ものである。Xは顔を隠さずに集団行進を通じて、メッセージを
届けることはできるはずであり、たとえ制約があるとしても、行進は行える
あり、単にマスクを付けて行進を行うことができないという間接的・付随的な
制約にすぎない。それよりもかえって顔を隠すことは、と普段しないような
行動に走り、暴力行為を行ったり、警備にあたる警察官を負傷させ、逮捕者
が出る事態となつて、むしろやむを得ない規制であるという。しかし、参加者
の大部分は平穏に集団行進を行っていたのであり、暴走したのは一部者
であった。表現の自由の重要な価値を鑑みれば、事情により顔を隠す
ことができない社会的弱者であっても暮らしていく自由を表現することも
できる匿名表現の機会を奪うのは強すぎる規制でありXの主張は妥当でない。
一律に禁止するのはなく、事前に告知をし、破壊行為や逮捕者が出た場合
その後は顔を隠すことはできないまたは警告する方法も可能である。
参加者の大半が平穏に集団行進を行っていたからである。

(5) 以上のより、より制限的であり他の方法があるといえ、規制①は憲法21条
1項に反し、違憲である。

2. 規制②について

(1) 規制②は憲第2の②に掲げる行為のりずみを行い、処罰した
構成員が全体の10パーセント以上に上る団体を観察対象として
指定し(憲第4の1)、当該団体がその活動のために利用している

① 使いた
(意味)
同意する
② 豊か
おかし
第
(1) 2番

問

AP
1/4

これは
違法
事実
100%
おかし
常識

19
1/4

（第 1 問）

機関紙、ウェブサイト、SNSのアカウント等（以下「媒体の名称等」という）の報告を義務付けるものである。

(2) 上記のよる団体は、特定の多数人がある共通の目的のために継続的に結合した「結社」といふ。憲法21条1項は結社の自由を保障する。

結社に対して一定の要件をみたした場合、当該団体は観察対象として指定され、その代表者は団体の主義・主張等を伝えるために利用する媒体の名称等を1か月ごとにA2庁長官に報告しなければならない。A2庁長官は必要と認めるときは上記団体の名称・活動等の情報を各都道府県公安委員会に提供することとする（案第4の3）。案第4の2の報告義務に違反した場合には代表者に罰則規定がある（同第4の4）。

Xは規制②は、あくまで観察対象は案第2の2で指定する刑法犯で、その割合が10パーセントを超えた団体のみである。報告も媒体の名称等にすぎず、誰もが自由にアクセス・見ることが出来るものである。したがって、規制の制約は強いとはいえず、既存の立法と比べると、対象となる団体の危険性はそれほど大きくないと主張する。

確かにXの主張するより媒体の名称等だけとすれば単なる名称に過ぎず誰でも見ることが出来るものである。しかし、単なる名称等であって、そのアカウント等から団体^のサイトに入ることは可能であり、その対象は団体の代表者や幹部に限らず、構成員すべてに及ぶものである。そのため、構成員の言動等をサイトにアクセスすることによって体系的・継続的に把握することが可能となる。これにより構成員は監視されている感覚を、表現活動等が萎縮することに例えられる。

団体も萎縮
あると考え

① 1
② 2
③ 1

⑥ 3

⑧ 2

④ 4

+5

つまり、規制②は単なる名称等の報告であり、団体自体の表現行為
だけでなく、団体の構成員等のプライバシーや表現の自由の制約に及ぼす
したが、その憲法適合性は、合理性の基準ではなく、厳格な合致性の
基準で判断すべきである。

⑨ 2/3

(3) 規制④の目的は、公共の安全を害する行為と関係する団体の活動状況と
明らかにし、公共の安全の確保に寄与することであるから重要である。手段に
ついては、観察対象を受けた団体の代表者から、その団体や構成員の
媒体の名称等を1か月ごとにA2庁長官に報告しなければならぬとい
うものである。団体の構成員は50人から100人程度と見られ、その10
パーセント以上が「公共の安全を害する行為」を行った場合に観察対象
に指定される。その中にはまた、上記犯罪と無関係に活動している
構成員も大半いると思われる。それにもかかわらず、そのアカウントを1か
月ごとに報告を義務付け、罰則規定まであるのは、代表者に過度の負担を
強いている。場合によっては、公安委員会に情報提供される可能性があるから
団体や構成員の表現行為の萎縮効果をもたらす。特に構成員の
プライバシーや私的領域を網羅的・継続的に監視されている危険性
があり、妥当でない。報告の対象を団体の代表者や幹部、犯罪行為を
行なう者のみに限定したい。規制の目的は果たすことができない。
また、問題を起こさなければ、報告頻度はアカウントが変化する場合はその都
度初回のみ、もしくは半年後などにしても十分であり、むしろ代表者の負担を
増やす必要性に乏しい。

⑩ 2
⑪ 0
⑫ 3

(4) 以上のようなことから、より制限的でない代替方法はない。規制④も憲法24条以下に
反し、濫発である。

以上

（第1問）

(第 問)

第1. 規制①について 22/40

1. 規制①は合憲である。

2(1) 規制①は、顔を隠し、集団行進に参加することと禁制科している。(公共の安全と富む行為の抑止及び公共の安全を富む行為と助長する団体の規制に属する法律の骨子(以下法とある)第3.1条)。

(2) 又、憲法(以下法令名略)21条1項は、集会の自由を保障している。集会とは、多数人が共通の目的を持ち、一定の場所に集まることという。集会は、複数人び共通の目的を以てして議論し、自己の意見と反映することとびざる場であるから、「自己実現の価値」が認められ、多数人び政治的意見と発言すること個人び行うよりも強大な広散力を持つこととから政治的意見と表明する「自己統治の価値」が認められる。

イ. 本件は、集団行進を規制しているところ、集団行進とは、動さながら複数名び議論し、自己の意見と反映させるものであるから、集会の自由として保障される。もっとも、本件は顔を隠さなければ集団行進はびざるから、集会の自由は、制約していないという反論が考えられる。しかし、顔を隠すことと「デモ報道の顔を映さ、価値をばい」「京大野営活動や野営場のことと気にせずデモに参加させる」と

①

②

③

（第 問）

そして、集団行進への参加のハードルが下がると、顔と
隠して参加することの制約があれば、表現活動への参加の
ハードルが高まり、萎縮効果が生じる。ゆえに反論は、妥
当ではない。
3(1) 本件は、前述(第1.2.(2)ア)で述べたとおり、政治的
意思と表明するという重要な権利に対する制約であ
る。また、表現方法と規制する内容中立規制は
一見見えるものの、実質的には、顔と隠して集団行進
を規制すれば、内容そのものと規制する内容規制
にあるといえる。ゆえに厳格に判断すべきとも思える。
しかし、事前規制であるものの、原則的に許さな
いものではない。顔と隠さなければ、集団行進は
できるものである。そして、集団行進は、突発的に行
われることから、開催が予想できないため、~~現~~
許容条件は条件として、規制することと不可能な場
合といえるから、ある程度広範に規制も許さね
といえる(新潟公安条例事件)。また、本件は
他の表現方法と比較し、思想自由市場は、直接的
には働かないものの、報道等を通じて、間接的に
働くことと期待される。加えて、公道に多数人が
集まることは、他の人権利用者に一定の迷惑と
かけよう性質を有しなければならぬ。
以上のことから、厳格な基準ではなく、中間やや緩

⑥ 4
⑬ 2
⑧ 2
⑬ 0
⑪ 2
⑮ 2
⑫ 1/2

第 問

① 目的が重要② 目的と手段に
実質的関連性認められる場合、合憲である。

(2) ア 規制の目的は、集団行進において、公共の安全を害する行為が行われることを抑止することにある。
「公共の安全を害する行為」は、法第2、2条に具体
的に規定されているところ、刑法にいう「殺人罪」
(刑法199条)や「傷害致死」(刑法205条)など
人の生命・身体といった重要な法益を保護するもの
である。また、「放火罪」(刑法108条以下)、「器物
損壊罪」(刑法261条)も保護の対象としていること
から、財産権という重要な法益を保護している。
以上のことから、重要な法益を保護するため行為
を抑止することは、重要な目的といえる(①完答)。

イ. 右様に、顔を隠すことには、~~自己~~ 自己には特定の
メッセージ性は込められていない。ゆえに規制にも
効果は薄いと思われる。また、マスクを着用しなけれ
ばならない事情を抱える者に対して、多大な制
約とも思える。よって、平然に顔を隠すという行為に
~~重大な侵害~~ 重大な侵害を及ぼすことにより、誰かやっていると分か
らないうような感覚を生じ、普段はしないような
行動に促す面があることは否めない。実際に
顔を隠して参加者の一部が商店のショーウィンド
ウを破壊する、ごみ箱に放火するなどの暴力的な

この
表現
自由
の
範囲
を
考
え

①
1/3

②
2/4

③
1/4

（第 問）

行為を行う事案が発生している。さらにいくつかの
デモでは、顔と隠して参加者の一部が警備に当
る警察官を負傷させている。数人とも逮捕される
事案も発生している。このことから、顔と隠してデモを
デモを行えば、普段しないような行為をするといことは
実際に起こっているといえるから、顔と隠して集団行進
することと禁止すれば、公共の安全と害する行為を抑止
できるといえる。適合性を認められる。

次に、顔と隠す場合に限って、集団行進を禁
止しているのだから、デモをそれ自体と規制するものではないから、強度の制約とはいえない。そして、法第3
1条は「正当な理由があれば、顔面を隠す行為
と許容しており、感染症対策や健康上の理由
などのマスクの着用や信託上の理由での顔と隠す
こと（「正当な理由」）として、許容されている。ゆえに、
適合性を認められるゆえに目的と手段に実質的関連性認められる。

4. 以上より合憲である。

第2. 規制②について

1. 規制②は、違憲である。

2(1) 規制②は、観察対象に指定された団体の活動
のために利用している機関紙、ウェブサイト、SNS
アカウント等との報告を義務づけることで団体の
自由に活動することと制約されている。(法第4)

李4

これは
制約
部分
で
高い
必要
性を
認めて
いる
ため

第

問

(2) 憲法21条1項は、「結社の自由を保障している。

結社とは継続的に人々同士と場所を同じにすることさ
いう。結社は、人々が集まること、~~共~~意見や情報と
交流を多量にすることからなる場であるから、し、自己の
意見と反映することから「自己実現の価値」を認
められ、多数に、政治的意見と表明すること、~~強~~大反
抗能力と持つといえるから、「自己統治の価値」も認
められる。また団体と結成することから、維持
発展と妨げられないこと、ゆえに、結社の自由は
保障されたいから、維持、発展と妨げられない自由
も含まれる。

団体 活動、自由

1. もっとも本件は、一般の人々を見ることのできるサイト等
の報告義務であるから、特許団体の維持・発展と
妨げるとはいえないため、結社の自由として保護さ
れたいという反論が考えられる。しかし、報告の義
務づけられたいは、~~結社の自由~~自由により自由に発信することは困
難とされる。ゆえに、団体と維持・発展する
活動に萎縮効果を生じるといえる。ゆえに反論
は妥当しない。

3(1) 本件は前述(第1, 2, (2)ア)に述べたとおり、政治
的意見と表明するという重要な権利に対する制
約であるから。また、表現方法と見制する内容
中に見制に一旦見えるものの、報告と義務づ

内容規制も内容中立原則に
沿っていないと思う

第 問

けられること、^{おまじに} 実際的に、特定の^{おまじに} 内容と発信^{おまじに}
監視されているのではないかと不安に働き、^{おまじに} 発信
することから^{おまじに} なる。ゆえに^{おまじに} 内容と^{おまじに} 規制する^{おまじに} 内容規制
に類する性質をもつといえる。ゆえに^{おまじに} このことから^{おまじに} 散々
に^{おまじに} 判じすべきとも思える。しかし、^{おまじに} 報告
すること、^{おまじに} 発信する^{おまじに} 内容と^{おまじに} ちやうど^{おまじに} する^{おまじに} 点では、^{おまじに} 事前
規制の要素も含む。しかし^{おまじに} 利用している
機関紙、ウェブサイト、SNSアカウント等の^{おまじに} 報告と^{おまじに} 義務
づける^{おまじに} こと、^{おまじに} 特定^{おまじに} 何らかの^{おまじに} 内容の^{おまじに} 発信と
規制する^{おまじに} 点ではない。それは^{おまじに} 強度の^{おまじに} 強い^{おまじに} 制
約である。また、^{おまじに} 機関紙や^{おまじに} ウェブサイトは、^{おまじに} 思想自由
市場論^{おまじに} が働き、^{おまじに} 自浄作用^{おまじに} が^{おまじに} 期待^{おまじに} される^{おまじに} という^{おまじに} 特徴
がある。ことも^{おまじに} 考慮^{おまじに} すべきである。以上のことから、^{おまじに} やや
緩やかな^{おまじに} 基準である ①目的が重要で、②目的と手
段に^{おまじに} 実質的^{おまじに} 関連性^{おまじに} が認められれば^{おまじに} 合憲である。
(2) ア. ^{おまじに} 公共の^{おまじに} 規制^{おまじに} の目的は、^{おまじに} 公共の^{おまじに} 安全を^{おまじに} 害する^{おまじに} 行
為と^{おまじに} 助長^{おまじに} している^{おまじに} 団体の^{おまじに} 活動と^{おまじに} 把握^{おまじに} すること、^{おまじに}
公共の^{おまじに} 安全を^{おまじに} 害する^{おまじに} 行為と^{おまじに} 抑止^{おまじに} することにある。
公共の^{おまじに} 安全を^{おまじに} 害する^{おまじに} 行為と^{おまじに} 抑止^{おまじに} することは、^{おまじに} 前述
(第1.3 (2) ア) で述べたとおり、^{おまじに} 重要な^{おまじに} 法益を
保護^{おまじに} するものであるから、^{おまじに} 重要な^{おまじに} 目的である
①充足
イ. 確かに^{おまじに} デモ^{おまじに} における^{おまじに} 暴力^{おまじに} 行為^{おまじに} に^{おまじに} 関連^{おまじに} した

⑥
上げ

⑨
3

⑪
2

あてはめに 対象使って!!

（第 問）

もう半の半数ほどは、SNSで仲間と暮り、テレビに
参加しているものがある。ゆえにSNS等と報告すること
で、ある程度の暴力行為と女性いことについてはかきとる。思える。
また、団体指定の要件について、A2方に ~~ある程度~~
ある程度現状と把握できている。また、過去5
年以内に「法律案骨子」の第2の2に掲げる行為
のいずれかを行い、処罰され、構成員が全体の
10パーセント以上に上ることから、基準を定めている。なお、
報告が義務づけられているのは、団体とその活動のため
に利用している媒体の名称の4である。また、誰
もが自由に閲覧できるものだから、相当性を認め
らるると思える。しかし、実際にはSNSで、仲間
と暮る者に限って、その場の雰囲気によって刺激
され、一般参加者が暴力行為に加わり、逮捕され
る事例もある。ゆえに、SNS等と報告すること
で、暴力行為と女性いことと因果性といえる。また、「法律
案骨子」の第2の2に掲げるいずれかの行為を行い
処罰され、全体の10%以上であったらといて
指定対象と構成員の10%以上とすることは、合
理性を認められない。ゆえに適合性は認めら
れない。また、A2方の把握をもととする構成員の
範囲の確定もあてはまらないものである。さらに、前
述のように構成員10%以上というのも合理的

根拠はない。また、報告により得られた情報は必要の場合に、公安委員会に提供され、実質的に監視されることにつながる。ゆえに相当性を認められない。また、ウェブサイトやSNSに限らずさまざまなところで目撃しておき、当該情報については目的と違~~て~~することはできないといえる。ゆえに目的と手段に実質的関連性は認められない。

4. 以上より違憲である。

5. また、規制④は、個人の~~生命に不可欠~~人格的生存に不可欠な権利として、憲法13条を侵害し、違憲であるという主張も考えられる^しが、あくまで、一般に公開される情報と報告することは、特段自己の権利をみじりに公開されない自由を侵害しているとはいえない。ゆえに、プライバシー権の侵害とはいえない。

以上

（第 問）